

北朝鮮地下核実験に伴う対応について

I 地下核実験の兆候に関する情報を入手したとき

1. 危機管理体制

危機管理当直は、報道機関等からの情報に注視する。

2. 対応行動

- ・各課は国等からの情報内容や連絡ルートの確認を行う。
- ・各課は情勢に注意を払うとともに連絡網の確認を行う。

II 地下核実験実施の情報を入手したとき

1. 危機管理体制

島根県危機管理担当者会議設置要綱に基づく島根県危機管理担当者会議を開催する。

- ・構成員：要綱別表によることとし、その他関係課は次のとおりとする。
〔環境政策課、農畜産振興課、水産課、保健環境科学研究所〕

2. 情報の伝達及び参集

危機管理当直	→総務部危機管理監	【報告】→知事、副知事
	→消防防災課長	【報告】→総務部長
	→原子力安全対策室長	
	→消防防災課職員	
	→本部連絡員	【報告】→関係課長

3. 情報提供

- ・市町村、消防本部及び県地方機関（隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所）への情報提供を行う。【消防防災課】
- ・操業している漁船への情報提供を行う。【水産課】
- ・教育庁所管の水産練習船への情報提供を行う。【高校教育課】

4. 対応行動

(1) 国からモニタリング調査強化の指示があるまでの間

- ・県の環境放射線情報システムのモニタリング強化及び環境放射能水準調査等に準じて緊急時調査を実施する。【消防防災課・環境政策課】
- ・モニタリング調査のプレス発表、HPへの掲載等を行う。

【消防防災課・環境政策課】

(2) 国からの指示

- ① ない場合：上記(1)を1週間程度継続する。【消防防災課・環境政策課】
- ② ある場合：Ⅲに移行する。

Ⅲ 国からモニタリング調査強化の指示があったとき

1. 危機管理体制

環境放射能水準調査（文部科学省委託）又は環境放射線等モニタリング調査（環境省委託）について国から調査強化の指示があった場合は、島根県危機管理連絡会議設置要綱に基づく島根県危機管理連絡会議又は島根県危機管理対策本部設置要綱に基づく島根県危機管理対策本部を設置する。

- ・島根県危機管理対策本部の構成員は要綱別表第2による。
- ・島根県危機管理連絡会議の構成員は要綱別表第2によることとし、その他関係課長は次のとおりとする。

〔環境政策課長、農畜産振興課長、水産課長、保健環境科学研究所長〕

2. 情報提供

- ・市町村、消防本部及び県地方機関（隠岐支庁、各県民センター、県央県土整備事務所、東京事務所）への情報提供を行う。【消防防災課】
- ・操業している漁船への情報提供を行う。【水産課】
- ・教育庁所管の水産練習船への情報提供を行う。【高校教育課】

3. 対応行動

- ・国の指示に基づき環境放射能水準調査（文部科学省）の緊急時調査及び環境放射線等モニタリング調査（環境省）の強化を実施する。【消防防災課・環境政策課】
- ・モニタリング調査のプレス発表、HPへの掲載等を行う。

【消防防災課・環境政策課】